

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

三沢市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県三沢市

3 地域再生計画の区域

青森県三沢市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の国勢調査による人口は、長期的にみて横ばい傾向にあり、昭和 60 年(1985)に 40,000 人を超え、平成 12 年(2000) 42,495 人に達するが、その後は微減し、平成 27 年(2015)では 40,196 人となっている。また、住民基本台帳によると平成 31 年 1 月 1 日現在で 40,051 人と減少が進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所による将来の人口推計は、令和 12 年(2030)には 34,956 人、令和 22 年(2040)には 30,969 人まで減少すると予測されているほか、少子高齢化も進展し、令和 22 年(2040)年には老年人口比率が 36.7%まで増加するものと予測されている。

本市の出生・死亡数の推移をみると、長期的には平成 25 年(2013)を除き、出生数が死亡数を上回る「自然増」の状況が続いていたが、平成 27 年(2015)を境に死亡数が出生数を上回る「自然減」に転じている。また、出生数は、平成 26 年(2014)以前は 400 人を超えていたが、近年では減少し、300 人台となっている。一方、死亡数は、緩やかな増加傾向にあり、平成 24 年(2012)以降は 400 人を超える年がほとんどとなっている。

本市の転入・転出の動きをみると、平成 20 年(2008)を除き、転出数が転入数を上回り、転出超過の状況が続いている。平成 30 年(2018)では転入数 2,278 人に対し、転出数が 2,382 人で社会動態は 104 人の減少となっている。

人口減少が進展することにより本市において次のような影響が懸念される。

(1) 小売店など民間利便施設の進出・撤退

市民が日常生活を送るために必要な各種サービスは、一定の人口規模の上に成り立っている。人口減少に伴って、利用者、消費者が減少するため、過去の人口規模に合わせてできたサービス施設等を維持できなくなる恐れがある。人口規模の縮小により、生活利便性や地域の雇用の悪化が懸念される。

(2) 税収減等による行政サービスの低下、社会インフラの老朽化

人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小により、地方公共団体の税収入は減少するが、一方では、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれ、地方財政の厳しい状況が予想される。また、本市には建物の更新時期を迎えている公共施設等もあり、道路・橋・上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要とされている。

(3) 公共施設の維持管理・更新等への影響

市が所有する公的ストックについて、今後更新を迎える施設が大量に発生することから、現行のままでも施設の新設はもとより、維持更新が不可能になると予想されている。これに人口減少による税収の減少等の影響が加わることで、施設の維持更新が一層困難になる。一方で、人口減少により不要となる公的ストックも生じてくることから、これらの効率的な集約・活用等を行うことで、維持更新の負担を軽減できる可能性もあることから、今後の公共施設の管理・維持については、人口規模に応じた適切な運営を図る必要がある。

これらの課題に対応するため、「働きたくなるまち」「住みたくなるまち」「育てたくなるまち」「自慢したくなるまち」の4つの基本目標のもと、まちの総合的な計画である「第二次三沢市総合振興計画」の基本理念に掲げる「未来へつなぐ 心安らぐ 国際文化都市」を目指す。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始 時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	雇用保険被保険者数	9,085人	9,800人	基本目標1

イ	社会増減数（過去4か年平均）	△319人	△255人	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.79	2.0	基本目標 3
エ	「三沢が住みよいまちだと思ふ」割合	84.8%	90%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

三沢市まち・ひと・しごと創生事業

- ア 「働きたくなるまち」創生事業
- イ 「住みたくなるまち」創生事業
- ウ 「育てたくなるまち」創生事業
- エ 「自慢したくなるまち」創生事業

② 事業の内容

ア 「働きたくなるまち」創生事業

認定農業者数の増加及び育成支援や水産資源のPRを行うことによる第一次産業の振興はもちろん、就労者等への学習機会の提供支援や誘致企業への優遇制度等を行い、産業全体の活性化を図ることで、三沢市における雇用を創出し、市民への経済的なうらおいを生み出す事業。

【具体的な取組】

- ・地元企業への支援
- ・起業の支援 等

イ 「住みたくなるまち」創生事業

地域の交通網充実による利便性の向上や健康づくりの推進等、すでに当市に住んでいる住民がこれからも住んでいなくなる取組のほか、移住支援情報の発信や体験型・滞在型観光施策の推進、さらに関係人口拡大に関する仕組みの構築等、三沢市と関わる人々の間口を広げつつ、まちの賑わいを生み出す施策を展開し、彼らが住みたくなるような魅力あるまちを生み出し事業。

【具体的な取組】

- ・移住・定住情報の発信
- ・魅力ある住環境の提供 等

ウ 「育てたくなるまち」創生事業

結婚・出産・子育てに対する切れ目のない支援を行うほか、三沢市の独自性を活かした英語教育をはじめとする学校教育の充実、男女共同参画社会の確立に資するセミナーの実施等、三沢市の未来を担う子どもや子育て世代にとって、産み育てやすい暮らしを提供する事業。

【具体的な取組】

- ・結婚への支援
- ・妊娠・出産への支援 等

エ 「自慢したくなるまち」創生事業

米軍三沢基地や三沢空港が所在するといった特色を活かした国際交流の推進やグローバル人材の育成のほか、文化・スポーツの振興、市民が安全に暮らせるための防災組織・設備の充実、市民活動への支援に加え、誰もが差別なく暮らすことのできる共生社会実現のための取組等、市民一人一人が輝き暮らせるまちを実現するための事業。

【具体的な取組】

- ・国際交流の推進
- ・グローバル人材の育成推進 等

※なお、詳細は、第2期三沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度12月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに三沢市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで